

令和7年10月2日

外国人のお客さまへ重要なお知らせ

在留期限満了後の口座利用に関するご案内

平素より当行をご利用いただき、誠にありがとうございます。警察庁からの要請に基づき、外国人名義のお客さまの口座に関するリスク低減措置として、以下の対応を実施しております。

※[「預貯金口座が悪用されないために」金融庁、警察庁、出入国管理庁チラシ](#)

在留期限満了後の口座利用について

在留期限が満了した場合、以下の理由により口座からの出金・振込等の取引を一時的に制限させていただきます場合がございます。

- ・なりすまし等の不正利用防止のため
- ・特殊詐欺等の犯罪への口座悪用防止のため

制限解除のための必要書類

在留期限の更新が完了している場合、以下のいずれかの書類をご提出いただくことで、口座の利用制限を解除いたします。

- ・新しい在留カード

※書類の確認後、速やかに制限を解除いたします

※在留期限更新手続中で在留期限日までの新しい在留カードが届かなかったお客さまは、更新手続き中であることが分かる書類のご提出をお願いします

自動引き落としについて

在留期限満了後であっても、以下の取引は通常通りご利用いただけます。

- ・事前に契約された自動引き落とし（公共料金・家賃等）

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社佐賀銀行 業務統括部

金融犯罪対策室

0952-22-2112